

周南市犯罪被害者等支援条例制定について

周南市犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

令和4年2月22日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等に対する支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策について基本的な事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって犯罪被害者等の心に寄り添い、受けた被害の早期回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、市民等が安全に安心して暮らすことができる互いに支え合う地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の偏見又は無理解、配慮に欠ける言動、^{ひぼう}誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が、その被害を受けた犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被害をいう。

- (5) 市民等 市内に住所を有し、通勤し、通学し、又は滞在している者をいう。
- (6) 事業者 市内において事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (7) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。
- (8) 関係機関等 国、県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 市における犯罪被害者等の支援は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを旨として、推進されなければならない。
- (2) 犯罪被害者等の支援は、犯罪等による直接的な被害、二次的被害及び再被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、迅速かつ適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等の支援により二次的被害及び再被害が生じることがないように十分配慮して推進されなければならない。
- (3) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- (4) 犯罪被害者等の支援は、市、市民等、事業者、学校及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の総合的な支援体制の整備に努めるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないなど、犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けないよう十分配慮

するよう努めなければならない。

2 市民等は、犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害及び再被害が生じることがないように十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等支援計画)

第7条 市は、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に実施するため、犯罪被害者等の支援に関する計画を定めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、情報の提供、助言その他必要な支援を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

3 市は、犯罪被害者等からの相談を受けるときは、当該犯罪被害者等の心身の状況等に配慮した対応に努めるものとする。

(経済的支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給その他必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第10条 市は、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を円滑に営むことができるよう、育児、介護、家事に係る支援その他必要な支援を行うものとする。

(心身の回復に向けた支援)

第11条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復することができるよう、関係機関等と連携し、その心身の状況等に応じた適切な保健医療

サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うものとする。

(安全の確保に向けた支援)

第12条 市は、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な支援を行うものとする。

(居住の安定に向けた支援)

第13条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに二次的被害及び再被害を防止するため、市営住宅（周南市営住宅条例（平成15年周南市条例第217号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。）への入居における優先的な選考その他必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定に向けた支援)

第14条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、並びに職場における二次的被害及び再被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について、事業者の理解を深めるための啓発活動その他の必要な施策を行うものとする。

(市民等の理解の増進)

第15条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害及び再被害が生じることのないよう配慮することの重要性について、市民等の理解を深めるため、広報、啓発活動その他の必要な施策を行うものとする。

(人材の育成)

第16条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修その他の必要な施策を行うものとする。

(市内に住所を有しない犯罪被害者等への支援)

第17条 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力し、必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(学校における教育及び支援)

第18条 市は、市が設置する学校に在学する者に対し、人権及び生命を尊重するための教育活動（以下「教育活動」という。）を実施するものとする。

2 市は、市が設置する学校以外の学校の設置者に対し、教育活動を行うよう協力を

求めるとともに、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

3 市は、犯罪被害者等が学校に在学する者であるときは、二次的被害及び再被害が生じることのないよう、その置かれている状況に応じて十分な配慮が行われるよう必要な支援を行うものとする。

(大学等との連携)

第19条 市は、犯罪被害者等の支援に関する啓発、人材育成等について、大学その他の教育機関と連携して、取り組むよう努めるものとする。

(民間支援団体への支援)

第20条 市は、犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(意見等の反映)

第21条 市は、本市が実施する犯罪被害者等支援施策について、犯罪被害者等、有識者及び市民等からの意見及び要望を反映するよう努めるものとする。

(支援の制限)

第22条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。